

平成28年第6回霧島市農業委員会定例総会

平成28年6月30日（火）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	砂 田 良 一	農地グループ長	内 田 大 作
	振興グループ長	本 村 浩 孝	主 査	若 林 優
	主任主事	中 吉 哲 平	主任主事	山 下 良 太
	主任主事	有 村 大	主任主事	江 藤 俊 志
	主 査	鎌 田 里 子	主任主事	深 瀬 和 香 子
	主 査	吉 原 康 広	主任主事	笠 井 亜 由 美

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」
について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

「開 会 午後 14時45分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は22番委員が欠席、15番委員が早退されましたので、只今の出席委員は35名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第6回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[7件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告25件、使用貸借権通知報告5件、農地法第3条解約の使用貸借権通知報告1件が提出されております。また、時効取得通知2件、平成27年10月に許可した3条の許可取消1件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、

調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、30番委員。

○30番委員

1号1番を報告します。

申請地は国分インターチェンジの北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は水路、南は田、東は田、西は道路である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は黒土を0.7m盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権設定95件、使用貸借権設定21件の計116件の農地利用集積計画（案）について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定116件のうち84件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の32件について審議を行います。なお、国分の25番及び27番から31番の6件は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1番から4番、18番及び20番、12番委員。

○12番委員

2号利用権設定の1番から4番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22, 261㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の18番と20番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12, 656㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、16番委員。

○16番委員

2号利用権設定の22番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、98, 910㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

32番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の32番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19, 350㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

36番及び40番、11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の36番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の40番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,019㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

43番及び45番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の43番を報告します。

借人は、現在、12,479㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の45番を報告します。

借人は、現在、9,316㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

○53番及び54番、22番委員に代わり5番委員。

○5番委員

2号利用権設定の53番及び54番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19,271㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

65番及び66番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の65番及び66番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、186,740㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

69番、18番委員。

○18番委員

2号利用権設定の69番を報告します。

借人は、現在、2,851㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

72番、17番委員。

○17番委員

2号利用権設定の72番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、30,752㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

84番、15番委員に代わり14番委員。

○14番委員

2号利用権設定の84番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5,150㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

85番、20番委員。

○20番委員

2号利用権設定の85番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,262㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

93番及び94番、33番委員。

○33番委員

2号利用権設定の93番及び94番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、93, 339㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

97番、4番委員。

○4番委員

2号利用権設定の97番を報告します。

借人は、現在、2, 741㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

104番及び105番、11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の104番及び105番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8, 816㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

107番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の107番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、48, 389㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、議事参与で別途審議します国分の25番及び27番から31番を除く、新規の利用権設定26件については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、国分の25番及び27番から31番を除く、新規の利用権設定26件については、承認することに決定いたします。

次に、利用権設定の国分の25番及び27番から31番の6件を審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ 「30番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。利用権設定、国分の25番及び27番から31番、23番委員。

○23番委員

2号利用権設定の25番及び27番から31番は借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,390㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」、利用権設定の国分の25番及び27番から31番の6件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」、利用権設定の国分の25番及び27番から31番の6件は、承認することに決定いたします。30番委員は着席してください。

○ 「30番委員着席」

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の12件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の1番は取り下げられましたので、残りの11件について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の2番、32番委員。

○32番委員

3号2番を報告します。

申請地は陵北自治公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には** **さんが平成29年8月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,945㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番及び9番、13番委員。

○13番委員

3号3番及び9番は受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地の3番は金峰神社の北に位置しており、現況は畑、9番は春山公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 217㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、9番委員。

○9番委員

3号4番を報告します。

申請地は下小脇公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6, 775㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、22番委員に代わり5番委員。

○5番委員

3号5番を報告します。

申請地は二牟礼公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は75, 698㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、18番委員。

○18番委員

3号6番を報告します。

申請地は下万膳公民館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,835㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、4番委員。

○4番委員

3号7番を報告します。

申請地は楠原公民館の南西に位置しており、現況は、小浜**番は田、小浜**番は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,080㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

3号8番を報告します。

申請地の松永**番は湯ノ里公民館の北東、松永**番は花山公民館の東、松永は**番は宇都公民館の東に位置しており、現況は畑と田である。申請地には** **さんが平成32年10月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,797㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番及び11番、24番委員。

○24番委員

3号10番及び11番は受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は早馬神社の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は132,318㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、35番委員。

○35番委員

3号12番を報告します。

申請地は福山総合支所の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,202㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の11件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外10件、農振編入1件、用途変更1件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、横川1番を、15番委員に代わり13番委員。

○13番委員

4号農振除外1番を報告します。

申請地は横川警察署の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は山林、東は山林、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番を15番委員に代わり14番委員。

○14番委員

4号農振除外2番を報告します。

申請地は大霧公民館の北西に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は雑種地、南は道路、東は雑種地、西は雑種地である。除外目的は、防油堤施設として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる、

転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番及び4番、同じく14番委員。

○14番委員

4号農振除外3番を報告します。

申請地は牧上自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は雑種地、南は畑、東は宅地、西は畑である。除外目的は、一般住宅を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外4番を報告します。

申請地は入水自治公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は畑、東は山林、西は畑である。除外目的は、農家住宅を建設するものである。なお、昭和58年頃に物置と車庫、平成10年頃に鶏舎を建築してしまったという始末書が添付されている。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番から9番、24番委員。

○24番委員

4号農振除外5番を報告します。

申請地は小田西公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は宅地、東は原野、西は宅地である。除外目的は、山林として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果

は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外6番を報告します。

申請地は宇都山公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は田、東は宅地、西は田である。除外目的は、貸駐車場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外7番を報告します。

申請地は宇都山公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は宅地、東は田、西は田である。除外目的は、建売住宅2棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外8番を報告します。

申請地は宇都山公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は宅地、東は水路、西は道路である。除外目的は、建売住宅4棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地の内山田は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。申請地の内山田は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外され

たと仮定した場合、申請地は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外9番を報告します。

申請地は隼人運動場の南に位置しており、現況は田である。申請地の北は畑、南は道路、東は道路、西は田である。除外目的は、建売住宅1棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地の内山田は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。申請地の内山田は土地改良事業等がなされた土地ではあるが事業完了後、8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地からおおむね300m以内に霧島市役所隼人庁舎が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、11番委員。

○11番委員

4号農振除外10番を報告します。

申請地は大廻地区公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は不耕作地、南は道路、東は不耕作地、西は畑である。除外目的は、太陽光発電施設を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に接続していないものの、隣接地を含む周辺には非農地が多く点在しており、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

農振編入の1番、22番委員に代わり5番委員。

○5番委員

4号農振編入1番を報告します。

申請地は前川内公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は山林、南は山林、東は道

路、西は河川である。編入目的は農地として有効に利用したいため、農用地へ編入するものです。申請地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更の1番、15番委員に代わり13番委員。

○13番委員

4号用途変更1番を報告します。

申請地は北園集落センターの西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は水路、東は水路、西は水路である。用途区分変更目的は飼料置場にするものである。なお、平成7年頃から資料置場として利用しているという始末書が添付されている。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外10件、農振編入1件、用途変更1件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外10件、農振編入1件、用途変更1件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。溝辺の1番、26番委員。

○26番委員

5号1番を報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は宅地である。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。転用目的は一般住宅を建設するものである。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため問題ないものと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、10番委員。

○10番委員

5号2番を報告します。

申請地は長浜公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。申請地の東は山林、西は道路、南は宅地、北は不耕作地である。転用目的は事務所、資材置場及び倉庫にするものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請8件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、24番委員。

○24番委員

6号1番について報告します。

申請地は府中地区公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成28年4月頃、倉庫建築に着工してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は247㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番から4番、13番委員。

○13番委員

6号2番について報告します。

申請地は下有川切門自治公民館の南に位置し、現況は竹林である。なお、昭和40年頃から、竹林として利用しているという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林（竹林）にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は233㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は竹林と道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号3番について報告します。

申請地は下有川切門自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は534㎡であり、申請地にクヌギ30本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号4番について報告します。

申請地は鹿児島チキンフーズ溝辺試験場の南に位置し、現況は山林である。なお、平成27年、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,589㎡であり、申請地にクヌギ600本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は山林、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、32番委員。

○32番委員

6号5番について報告します。

申請地は三縄自治公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成12年頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,469㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

6号6番について報告します。

申請地は山下公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画

面積は288㎡であり、車13台から15台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番及び8番、同じく11番委員。

○11番委員

6号7番について報告します。

申請地は牧之原中学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は496㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号8番について報告します。

申請地は福山総合支所の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,851㎡であり、申請地にクヌギ200本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は山林、北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成

の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、7月5日開催の県農業会議に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

「休憩 午後 3時55分」

「再開 午後 4時05分」

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請31件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、霧島の18番は、議事参与の関係で別途審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番を14番委員。

○14番委員

7号1番について報告します。

申請地は妻屋公民館の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成28年6月初旬、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は209㎡であり、資材置場及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は5条許可地、南は5条許可地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、3番委員。

○3番委員

7号2番について報告します。

申請地は岩戸公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達

については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は268㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は5条許可地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、34番委員。

○34番委員

7号3番について報告します。

申請地は国分中央郵便局の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は511㎡であり、車24台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号4番について報告します。

申請地は国分中央郵便局の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は264㎡であり、宅地分譲1区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は5条申請地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、10番委員。

○10番委員

7号5番について報告します。

申請地は松木簡易郵便局の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実

と思われる。計画面積は744㎡であり、建売住宅3棟を建設し利用するためには妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地と畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、12番委員。

○12番委員

7号6番について報告します。

申請地はソニー国分の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は496㎡であり、事務所及び駐車場を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は駐車場、南は宅地、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、6番委員。

○6番委員

7号7番について報告します。

申請地は清水公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,184㎡であり、宅地分譲3区画と通路を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、12番委員。

○12番委員

7号8番について報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が

定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,146㎡であり、車28台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と田、西は駐車場、南は水路と道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、10番委員。

○10番委員

7号9番について報告します。

申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は411㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番及び11番、13番委員。

○13番委員

7号10番について報告します。

申請地は溝辺ふれあいセンターの西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,726㎡であり、貸資材置場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は河川、南は田、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号11番について報告します。

申請地は祝儀園公民館の東に位置し、現況は畑である。なお、昭和51年頃、倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は牛舎、倉庫及びロール置

場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,209㎡であり、牛舎、倉庫及びロール置場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は畑と宅地、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番から14番、29番委員。

○29番委員

7号12番について報告します。

申請地は玉利自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は461㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積303.37㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号13番について報告します。

申請地は玉利自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は461㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積303.38㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は5条申請地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号14番について報告します。

申請地は陵南自治公民館の東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,528㎡であり、車92台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、13番委員。

○13番委員

7号15番について報告します。

申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は491㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑と道路、西は畑、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、26番委員。

○26番委員

7号16番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は宅地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は499㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積259㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、13番委員。

○13番委員

7号17番について報告します。

申請地は麓原公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は営業所、整備場、駐車場及び給油施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は8,138㎡であり、営業所、整備場、大型バス30台・普通車40台の駐車場及び給油施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転

用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、14番委員。

○14番委員

7号19番について報告します。

申請地は湯之宮公民館の南東に位置し、現況は太陽光発電施設敷地である。なお、平成28年5月から6月にかけて、太陽光パネルを設置してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,527㎡であり、太陽光パネル200枚、総出力500kwの太陽光発電施設として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は畑と雑種地、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番及び21番、10番委員。

○10番委員

7号20番について報告します。

申請地は里上公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は排水路敷地にするものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は366㎡であり、排水路敷地に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は不耕作地、南は線路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号21番について報告します。

申請地は長浜公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所、倉庫及び資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は348㎡であり、また、隣接地の5条申請地1,132㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,480㎡である。事務所、倉庫及び資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、28番委員。

○28番委員

7号22番について報告します。

申請地は隼人西インターチェンジの北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は現場事務所及び駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,423㎡であり、現場事務所及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。一時転用の期間は、平成28年7月10日から平成30年1月10日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。申請地の東は道路と水路、西は畑、南は道路と畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、10番委員。

○10番委員

7号23番について報告します。

申請地は西公園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,095㎡であり、太陽光パネル588枚、総出力147kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は河川、南は雑種地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、2番委員。

○2番委員

7号24番について報告します。

申請地はヤマウ鹿児島工場の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と

思われる。計画面積は11,263㎡であり、また、隣接地の雑種地23,181㎡を一体利用するので、全体計画面積は34,444㎡である。太陽光パネル16,128枚、総出力2,661.12kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は雑種地、南は雑種地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、4番委員。

○4番委員

7号25番について報告します。

申請地は市営天降川団地の西に位置し、現況は雑種地と荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は667㎡であり、車12台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地とJR用地、南は道路と宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番と27番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号26番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は146㎡であり、車5台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号27番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は682㎡であり、農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してあ

る措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、14番委員。

○14番委員

7号28番について報告します。

申請地は山野公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は600㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号29番について報告します。

申請地は中須西公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は789㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

30番、4番委員。

○4番委員

7号30番について報告します。

申請地は隼人公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。

転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は267㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は田、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、11番委員。

○11番委員

7号31番について報告します。

申請地は福山高校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は998㎡であり、太陽光パネル192枚、総出力48.96kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。16番委員。

○16番委員

14番ですが、2,528㎡の駐車場ですが、どういった目的の駐車場ですか。

○議長（会長）

29番委員。

○29番委員

従業員用の駐車場と聞いております。

○16番委員

わかりました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、霧島の18番を除く30件の転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、霧島の18番を除く30件の転用は許可ということに決定いたしました。

引き続き霧島の18番を審議いたします。31番委員は退席を願います。

○ 「31番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。霧島の18番、1番委員。

○1番委員

7号18番について報告します。

申請地は多目的集会センターの南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は648㎡であり、また、隣接地の宅地438.61㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,086.61㎡である。申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申

請の処分決定について」の、霧島の18番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の、霧島の18番は、転用は許可ということに決定いたしました。31番委員は着席してください。

○ [31番委員着席]

これで議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の審議を終了します。つきましては7月5日開催の県農業会議に法律および県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。

以上で平成28年第6回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありますか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成28年第6回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時45分」

番

番

番
